

【案件2】

都市計画法第16条に基づく公聴会制度の 創設について【報告】

令和7年（2025年）7月18日

箕 面 市

都市計画の案を作成(変更を含む) 意見の反映方法

都市計画法第16条において、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とある。

■ 意見の反映方法

本市ではこれまで、原則、パブリックコメントにより意見を集約し、反映してきた。



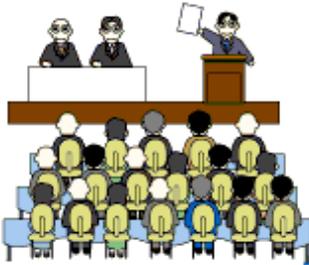
有益な意見等を考慮し、本市としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見などに対する本市の考え方についても、市ホームページなどで明らかにしてきた。

公聴会制度の創設について

住民の意見を都市計画案に反映させるための必要な措置として、従来のパブリックコメントに加え、“公聴会” 制度を創設する。

住民の意見を反映させるために必要な措置に選択肢をふやすことを目的とする。

■ 公聴会とは



(参考) 国土交通省HP

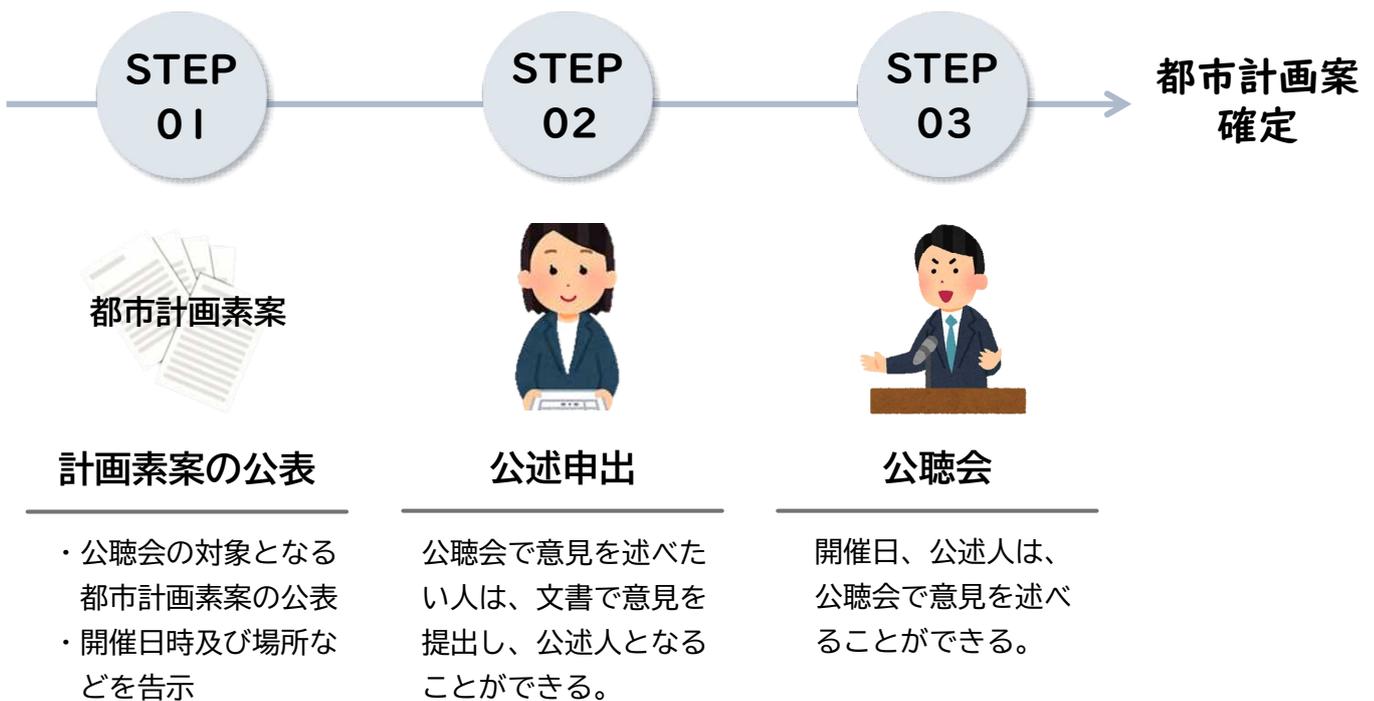
公聴会とは、市民などから、都市計画案に対する意見を述べたい公述人を募集し、公の場で公述人からその意見を聴くもので、市は、当該意見を考慮して都市計画案を決定する。

☑ “パブリックコメント” と “公聴会” の違い

どちらも計画案を決定する過程で市民などの意見を反映させるための手法であるが…

- ・パブリックコメントは書面などにより意見を提出する。
- ・公聴会は書面で意見を提出した上で、公の場で意見を述べる。

公聴会の流れについて



なお、開催の日時及び場所、公述人等の氏名、住所、意見の内容などの公聴会の結果については、市ホームページなどで公表する。

意見聴取の手法の選択

都市計画審議会に計画案を報告するときに、住民の意見を聴取する手法を諮る。

▶ 都市計画の決定又は変更する場合の手法の選択基準

手法① パブリックコメント 実施

- 例) ・地域地区（用途地域、高度地区、防火・準防火地域）等の決定
 ・地区計画の決定
 ・箕面市都市計画マスタープランの変更

手法② 公聴会 実施

- 例) ・区域の境界とされている道路、公園、緑地又は河川の位置の変更
 ・道路の線形や拡幅による位置又は区域の変更
 ・区域の面積の変更

都市計画の決定又は変更までの流れについて

■都市計画の案を作成しようとするとき、住民の意見を反映させる手法を選択し、住民の意見を都市計画案に反映し、都市計画の決定又は変更していく。

